

公益社団法人日本獣医師会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会定款第31条の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主な勤務先とし、週3日以上本会の定める所定就業時間（平日の午前9時から午後5時30分まで）に準じ勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 報酬等のうち、常勤役員報酬は月額支給、非常勤役員報酬は理事会等の会議出席の都度の定額支給とする。

ただし、非常勤役員のうち、代表理事である会長及び執行理事である副会長の報酬は月額支給とする。

3 報酬等のうち、退職慰労金は役員が退任するに当たり、次の各号の一つに該当する場合に役員任期に応じ支給する。

ただし、定款第30条の規定に基づき役員を解任された者については、理事会の決議するところにより、その全部又は一部を支給しないことがある。

- (1) 定款第29条に定める任期を満了して退任した者
- (2) 死亡したことにより任期の途中において退任した者
- (3) やむを得ない事由により任期の途中において自ら退任した者

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬は、別表の1に規定する基準額の範囲内の額とし、各々の理事報酬額は各々の理事の執務の実情に応じ理事会の決議を得て決定する。また、監事の基準額は別表の1に規定する額とする。

2 役員退職慰労金の額は、別表の2に規定する算定基準額の範囲内の額に在任期間（1年を単位とする期間とする。）を乗じて得られた額とする。

なお、この場合、各々の理事の算定基準額は、理事会の決議を得て決定する。また、

監事の算定基準額は別表の2に規定する額とする。

- 3 退職慰労金の算定において、在任期間が1年に満たない期間（在任月数）である場合は、当該在任月数を12で除して年数に換算（小数点三位以下四捨五入）したうえで在任期間を算定し、当該在任期間に算定基準額を乗じて得られた額（千円未満は切り上げる。）を支給する。

（報酬等の支給日）

第5条 役員の報酬の支給日は、月額支給対象役員にあっては、毎月21日（その日が土曜日に当たるときはその前日、日曜日又は振替休日に当たるときはその翌日）とする。また、その他の役員にあっては、理事会等の会議の出席の都度、支給する。

- 2 役員の退職慰労金は、任期満了の日から起算して30日以内に支給する。ただし、任期満了後引き続き役員となった者の退職慰労金は、その後の在任期間が終了して役員を退任したときに支給する。

（報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を差し引いて支給する。

（公表）

第7条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則（平成23年6月28日制定・第68回通常総会決議）

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 報酬等のうち、退職慰労金のこの規程の施行前の在任期間に係る額は、この規程の施行前の役員の報酬等の支給について定める日本獣医師会役員報酬等支給規程（平成10年3月27日制定・平成9年度第5回理事会承認）の定めるところにより退任慰労金として算定された額とする。

別 表

1 報酬の基準額

役職名等	基準額	
会長 (非常勤)	450,000円以内	1人当たりの月額
副会長 (非常勤)	150,000円以内	
専務理事 (常勤)	1,000,000円以内	
理事 (非常勤)	20,000円以内	理事会等の会議出席の都度、1人 1回当たりの定額
監事 (非常勤)	25,000円	

注：会議は、会長が招集した会議とし、2時間以上の会議時間を要したものとする。

2 退職慰労金の算定基準額

役職名等	算定基準額	
会長 (非常勤)	450,000円以内	在任期間1人1年当たりの年額
副会長 (非常勤)	300,000円以内	
専務理事 (常勤)	300,000円以内	
理事 (非常勤)	45,000円以内	
監事 (非常勤)	45,000円	